日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（東京消防庁企画調整部企画課）…一

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……（都市整備局市街地整備部再開発課）…一

告示（監）

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者……一

規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月二十七日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百二十四号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年東京都規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に、「七万七千八百九十円」を「八万一千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に、「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、令和六年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

3　適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償（適用日から施行日の前日までに係る分に限る。）は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告示

◉東京都告示第七百六十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年六月二十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　組合の名称

虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合

二　事業施行期間

平成三十年三月二十七日から令和七年六月三十日まで

三　施行地区

港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内

四　事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区麻布台一丁目七番三号

平成三十年三月二十七日

五　変更の内容

事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。

六　事業計画の変更の認可の年月日

令和六年六月二十七日

告示（監）

◉東京都監査委員告示第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第２項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和６年６月27日

東京都監査委員　鈴　木　章　浩

東京都監査委員　小　山　くにひこ

東京都監査委員　茂　垣　之　雄

東京都監査委員　松　本　正一郎

東京都監査委員　後　藤　靖　子

1　包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
柏　﨑　あゆみ	江戸川区東小岩五丁目36番６号
来　栖　寛　明	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目231番地　ヴァンベール泉207
平　野　清　秀	小金井市貫井北町三丁目１番４－618号　小金井住宅
森　田　省　吾	荒川区荒川一丁目52番５－405号
太　田　雅　紀	中央区日本橋馬喰町一丁目６番９－1002号
木　子　裕　美	中央区晴海五丁目４番４－709号
土　屋　紗喜子	世田谷区上馬一丁目７番７号

2　包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

令和６年６月27日から令和７年３月31日まで

発行　東京都
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号163-8001

定価　一本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所　三鈴印刷株式会社
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号101-0051

リサイクル適性Ⓐ